

# 学期末試験受験上の注意

- I. 学期末試験に関する事項は、学部規程に定めるもののほか、次のように定める。  
ただし、全学教育科目については適用しない。

## 定期試験

- 1 試験は、その期に講義が実施された授業科目について実施する。
- 2 試験は、最も近い期に実施された講義内容について実施する。
- 3 試験は当該学期に履修した授業科目についてのみ受験することができる。
- 4 春学期末試験により卒業資格を得た学生は9月で卒業することができる。  
但し、9月の所定の期日（掲示により周知）までに申し出ること。
- 5 身体的、精神的な理由により、定期試験時に特別な措置を必要とする者は、定期試験開始の2か月前までに医師の診断書を持参し文系教務課（経済）へ申し出ること。

## 追試験

- 1 病気、その他やむを得ない事由により当該学期に履修した科目の試験を受けることができなかつたときは、追試験を受験できる。
- 2 追試験を受けようとする学生は、定期試験の翌日から1週間以内に医師の診断書またはその事由を詳記した書類を付して、所定の用紙で学部長に願い出なければならない。
- 3 追試験の時期は原則として春学期は8月下旬、秋学期は2月下旬とする。

## 不正行為

- 1 試験の際、不正行為があった場合には、当該学期の取得可能単位を全学教育科目を含め全て認めない。

## II. 受験者心得

- (1) 試験開始後10分以上遅刻した者は、試験場に入ることができない。
- (2) 受験者は、試験開始後30分以上経過しなければ退場することができない。
- (3) 一旦試験場に入った者は、問題の解答をしなくても答案用紙に学年・学生番号・氏名を記入のうえ提出しなければならない（理由のいかんを問わず、答案用紙の持帰りは厳禁する）。
- (4) 学生証を必ず持参し、机の上に置かなければならない。
- (5) 席は指定された席に着席しなければならない。
- (6) 筆記用具および時計（ただし、時計機能のみのもの）以外のものは、必ず鞆に入れて机の下に置かなければならない。
- (7) 書き損じた用紙を切り離すことは禁止する（その箇所を×引すること）。
- (8) 下書きを要するときは用紙の裏面を利用しなければならない。
- (9) 答案用紙は指定の場所へ提出しなければならない。
- (10) 受験中は静粛を旨とし、みだりに発言してはならない。
- (11) 不都合な行為があった者は、監督者が退室を命ずることがある。
- (12) 受験中は携帯電話等の電源は切っておくこと。
- (13) 自然災害等に伴う定期試験の取扱いについては、「履修上の注意10」を参照のこと。